

議案第 17 号

亀山市水道事業給水条例の一部改正について

亀山市水道事業給水条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 27 年 2 月 26 日提出

亀山市長 櫻井 義之

別 紙

亀山市水道事業給水条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市水道事業給水条例の一部を改正する条例

亀山市水道事業給水条例（平成17年亀山市条例第138号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「3,078円」を「2,797円20銭」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の規定は、平成27年4月分として徴収する水道料金から適用する。